

第 88 回

愛知県消費生活審議会会議録

2023 年 7 月 27 日
於 愛知県議会議事堂 1 階ラウンジ

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

目 次

会議録（要旨）	1
次 第	14

2023 年度第 1 回愛知県消費生活審議会 会議録

1 開会

○事務局（県民生活課長）

ただいまから、2023 年度第 1 回愛知県消費生活審議会を開催したいと存じます。
開会にあたりまして、県民生活部長の山口から御挨拶を申し上げます。

2 挨拶

○県民生活部長

愛知県県民文化局県民生活部長の山口でございます。

本日は、お忙しい中、また、大変暑い中、2023 年度第 1 回愛知県消費生活審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本県の消費者行政の推進に格別の御理解と御協力をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、近年、消費者を取り巻く環境は大きく変化しております。デジタル化の進展に伴い、消費者の利便性が向上する一方で、75 歳以上人口の総人口に占める割合が 15% を超え、今後、高齢者の消費者被害の深刻化が懸念されています。

また、SDGs の達成に向けまして、人や社会、地域、環境に配慮した消費行動であります「エシカル消費」に対する理解を深め、実践していくことが求められています。

こうした中、本県では、2020 年 3 月に策定いたしました「あいち消費者安心プラン 2024」に基づき、「県民が安心して、安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」を目指しまして、150 項目にわたる様々な施策を、関係局が連携して進めているところでございます。

本日の審議会では、本プランの 2022 年度実施状況について確認と評価を行っていただくとともに、今後の効果的な推進などについて、御意見をいただくこととしております。なお、本プランは、策定から 4 年目を迎え、来年度が、計画期間の最終年度となります。そこで、本日は、次期計画の策定に向けた大まかなスケジュールをお示しさせていただきます。予定でございます。

また、本審議会は、消費者教育推進法第 20 条に基づく「消費者教育推進地域協議会」としても位置付けられていることから、消費者教育・啓発事業の実施内容についても、御報告させていただきます。

委員の皆様には、それぞれ、御専門の立場から忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

最後になりますが、本県といたしましては、今後とも、市町村や関係団体の方々と連携し、県民の皆様が、安全・安心な消費生活を営むことができるよう、消費者行政を積極的に推進してまいりますので、引き続き、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（竹本県民生活課長）

申し遅れましたが、私は県民生活課長の竹本でございます。

まず、審議会の開催にあたり、定足数の確認をさせていただきます。本日は、20名の委員のうち、16名の皆様に御出席をいただき、過半数の出席となっておりますので、審議会規則第4条第3項に基づく定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、委員の皆様につきましては、配付させていただいております名簿のとおりでございますが、前回の審議会から2名の委員の交代がありましたので、御紹介をさせていただきます。

佐藤あつ子委員に代わり御就任いただいております、愛知県地域婦人団体連絡協議会の木村明子委員です。

野口幸夫委員に代わり御就任いただいております愛知県社会福祉協議会事務局長の佐藤嘉彦委員です。

それでは、愛知県消費生活審議会規則第4条により、審議会の議長は会長が行うこととなっておりますので、以後の進行につきましては、柳原会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（柳原会長）

皆様、おはようございます。会長の柳原光芳でございます。

私からも一言、御挨拶申し上げます。

本日の審議会では、「あいち消費者安心プラン2024」の2022年度実施状況等について、委員の皆様から御意見をいただくこととしております。

私たち消費者を取り巻く社会経済環境が大きな変化を続ける中で、県民が安心できる消費生活を確保していくため、県には、プランに定めた施策を着実に推進していただく必要がございます。本審議会におきまして、しっかりと確認・評価を行ってまいりたいと存じます。

消費者行政の充実が強く求められる中、本審議会の果たす役割は一層重要になっております。委員の皆様には忌憚のない御意見、御発言をいただきますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

3 議事

(1) 「あいち消費者安心プラン2024」の実施状況の確認・評価について

○議長（柳原会長）

それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。

まず、愛知県消費生活審議会運営要領第5に基づく会議録の署名につきましては、神谷委員と牧野委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

これより議事に入りたいと存じます。議事(1)『「あいち消費者安心プラン2024」の実施状況の確認・評価について』でございます。

2022年度の実施状況につきまして、事務局から説明をいただき、その後委員の皆様方から御意見をいただきたいと思います。

なお、本プランは、消費者教育推進法第 10 条に基づく、消費者教育推進計画を含んでおりますので、主体性のある消費者の育成という観点からの御意見もお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（永田担当課長）
（資料 1 に基づき説明）

○議長（柳原会長）
ありがとうございました。
ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。

○牧野委員
愛知県公立高等学校長会の牧野と申します。資料 1－3 の目標 2 「主体性のある消費者の教育」について、「社会への扉」の活用状況の説明の中で、現在、「社会への扉」の配布はしていないとのことでしたが、今後の動きについて、県としてはどのような考えか教えてください。

○事務局（渡邊担当課長）
「社会への扉」については、消費者庁において、すでに冊子の配布を取り止めているということで、今後入ってくる見込みはございませんが、消費者庁のウェブページにも掲載しておりますので、それを活用していただきたいと考えております。また、「社会への扉」に限らず、その他の教科書や参考資料も充実しておりますし、県の方でも、講師の派遣を行う際に、資料を用意するにあたっては、学校現場の方とも調整しながら、ニーズを踏まえた内容としておりますので、そういったものを活用していただければと考えております。

○犬塚委員
全国消費生活相談員協会の犬塚と申します。私どもは、消費生活センターに勤務する消費生活相談員の資格者団体でございます。1 点お伺いします。

資料 1－4 にあります国の「地方消費者行政強化作戦 2020」では、「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充すること」を目指しているところであると思いますが、自治体によっては、平日でも毎日やっていない、午前又は午後しかやっていない、県には電話がなかなか繋がらない、「消費者ホットライン 1 8 8」にかけても繋がらない、相談員の高齢化や人手不足、募集しても希望する人材が確保できない、対応困難者の増加、一人窓口の場合には、相談が重なると、ボランティアで残業を行い、職員よりも退勤時間が遅くなることもあるとも聞いています。

毎年「敬老の日」を前にした 8 月に作成されている消費生活情報「あいち暮らしっく」の高齢者特集号については、事例やクーリング・オフの方法などが掲載されており、私自身が勤務する消費生活センターでは、市独自で印刷して市民に配布し、高齢者向けの講座

でも活用しています。これまでは、紙で市町村に配布されていましたが、今年度からは、ウェブ配信のみということで、市町村の消費生活相談員からは、市に印刷する予算がなく、啓発講座に使用できる資料がないので、なんとか印刷した情報紙を県から配布してほしいという意見があります。また、相談員会議を無給・交通費なしで参加してくださいという広域連合もあります。このような状況では、相談員のモチベーションも変わりますし、市民サービスにも開きがあり、「どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる」とはかけ離れていると思います。

このような状況の改善に向けて、相談員の処遇を含めた2026年のP I O-N E T刷新・デジタル・トランスフォーメーション（D X）に向けて、国も動いていると思いますが、啓発資料の印刷代もないのに、D X化のためのパソコンやインターネット回線を市町村で用意しなければならないが、予算などは大丈夫かと不安視している市町村もあります。

このような状況下で、県の基本理念である「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」に向けて、資料1-2でも、市町村の消費生活センターの定着についての記載がありますが、市町村の消費者行政職員に対しては、年1回の会議以外にどのような働きかけをしているのか、また、県として、このような格差をなくすための方策は立てているのか教えていただきたいと思います。

○事務局（渡邊担当課長）

犬塚委員から御指摘のあった点について、かねてからそういった御指摘を受けていることは承知しております。

県としては、これまで色々な取組をやってきたところですが、「あいち暮らしっく」高齢者特集号について、昨年度までは、印刷物として配布していたところですが、近年のオンライン化を踏まえた普及啓発を行っていくという流れもあり、今年度からは、他の「あいち暮らしっく」と同様に、ウェブ配信とさせていただいたところでもあります。

これに関して市町村に対して通知をする際には、そのデータの活用を図っていただきたいということで、市町村の広報紙に印刷をしていただけるよう、C Dでのデータ配付を行っているところです。また、市町村のS N S等を通じた広報への協力についても依頼を行っており、このような点については、市町村の会議等でも、お話をしているところです。

また、P I O-N E T関係でD X化については、2026年に向けて、国の方で動きがあり、先日説明会はありましたが、今後の推移を見守っていかなければならないと考えております。

予算措置等の問題で、地域間格差が出るのではという御心配は、御指摘のとおりだと思いますので、県としても、今後の状況を見守りながら、国に対して予算の確保等に向けて働きかけ等を行ってまいりたいと思っております。

○上野委員

金城学院大学の上野と申します。家庭科教育を専門としています。

資料1-1の目標2のところにあります、「学校教育における消費者教育の推進」ということで、「消費者教育研究校」に4校の指定があつて、「若者消費者教育研究会」を実施

しているということですが、内容はどのようなものであったのか教えてください。

また、今日配付していただいた「かしこい消費者のススメ」について、学校の中はタブレットやノートPCを使用しているのですが、紙もいいですが、タブレットやPCで使用できるオンライン上の教材があるともっといいと思ったので、そういった計画はあるのかについて教えてください。例えば、「はい」「いいえ」を選択すると次に飛んでいくとか、タブレットの中で子どもたちが書き込めるといったような使い方ができる教材があるとよいと思いました。

おそらく高齢者は紙の方を好まれるかと思いますが、子どもたちにとっては、最後ごみになってしまうかもしれませんので、年齢層に応じたものを配布されるということも考えていただけるとよいと思いました。

○事務局（渡邊担当課長）

「若年消費者教育研究会」については、今年度は先日開催されたところですが、学識者の方や校長会の先生、教育委員会の方々に御参加いただきまして、学校における消費者教育を支援するための方策を総合的に検討するために開催しております。

特に先日は、成年年齢の引下げを受けて、18歳・19歳の方からの相談状況についてお話もさせていただきながら、学校現場における様々な意見、課題や今後どうしていったらいいのかといったお話をさせていただいたところです。

また、「かしこい消費者のススメ」について、昨年度、冊子を作成しまして、県内の小中学校に配布させていただきました。今年度につきましても同じように紙媒体で配布させていただく予定ですが、あわせてウェブページにも掲載させていただいております。今年度は、加えて「かしこい消費者のススメ」を活用できるように、パワーポイントも作成しまして、同じようにウェブページに掲載させていただいております。そういったものを活用しながら、授業を実施していただきたいと考えております。

○上野委員

資料3に相談件数が掲載されていますが、件数を出していただくときに、特に成年年齢の引下げということもあったので、30歳未満という大きな括りではなく、特に18歳以上と未満で分けていただくとか、どれくらい18歳のところで相談件数が増えているのかということが確認できて、皆さんに理解していただけるような資料の示し方があるとよりよいのではないかと考えておりますので、御検討いただければと思います。

○事務局（渡邊担当課長）

御指摘ありがとうございます。「若年消費者教育研究会」では、そういった資料をお示しさせていただいております。今回は、昨年度1年間の相談状況ということで、6月の「クリオ通信」をお配りさせていただいておりますが、資料の示し方については検討させていただければと思います。

○渡辺委員

資料1の目標2の「消費者教育研究校」について、すべて県立ですが、私学を入れない理由があるのでしょうか。あまりにも、県立に偏っていると思います。また、消費者教育コーディネーター1人で、実践的授業に40回派遣ということですが、人数は足りているのか教えてください。

○事務局（渡邊担当課長）

消費者教育コーディネーターについて、県では教員のOBの方1名を配置しております。実践的授業に40回派遣ということで、学校現場のニーズ等を踏まえて、外部講師の調整を行ったり、自ら実際に現場に行かれて講義を行ったりと、日程が合うよう調整しながら進めているということでございます。

もう一点、「消費者教育研究校」については、現在のところ、県立高校における取組を進めているというのが現状でございます。

○事務局（竹本県民生活課長）

消費者教育コーディネーターの件につきましては、コーディネーターが実際に行く場合もありますが、外部講師や消費生活相談員をコーディネートして、派遣することもありますので、コーディネーター1人で負担している訳ではないため、何とか対応できていると思っております。

それから、私学が「消費者教育研究校」に入っていないということに関しましては、研究校については、教育委員会を通じて依頼しているという点と、私学ではそれぞれの学校の教育方針もあることから、これまでこちらからの声かけができていないという点がありますが、今後は、何らかの形でやっていけたらと考えております。

○渡辺委員

私学も相当な人数になりますので、県立ばかりでやると、どうしても偏りますので、その辺りのことをよく考慮していただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○牧野委員

「消費者教育研究校」については、県立高校で家庭科、商業科、公民・社会といった学校で指定をいただいております。

教科研究会の総会・研究会や県教育委員会が教育課程の説明をする際などに、広く私学にも参加を呼びかけて、講話や愛知県教育委員会からの指導事項等を伺う教員研修の機会をいただいておりますが、私学からは研究会への参加が少ない状況があります。こういった場で消費者教育の研究を進めるにあたっては、私学教員も、もう少し研究会等の教員研修の機会に参加できるといいと思います。

特にこの4校については、教科の代表が選ばれるので、それぞれの教員がしっかり学んで、教材等の作成に携わっているということになりますので、私学については、学校によっては、なかなか出張に出られない環境があるかもしれませんが、県立高校としては、そ

ういったことで研究校の指定をいただいているということでもあります。

○平岩委員

愛知県中小企業団体中央会の平岩でございます。

資料1-1の取組実績の4番目のところに「高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワークの拡大」ということで、記載していただいています。実績が、資料1-2で細かく記載がありますが、協議会ができた、できないということも大切ですが、具体的なアプローチの仕方がどうなっているのかというのを教えていただければありがたいと思います。自治会関係の役員もやっているのですが、年配の方々に対するアプローチは、色々と難しい点もあるとは思っております。ただ被害に遭う対象としては、非常にリスクな年代ですので、その点を細かく御指導いただけるとありがたいと思っています。

○事務局（竹本県民生活課長）

見守りネットワークの設置が進んでいる中で実際のアプローチについてということですが、市町村によって設置されている形態が若干異なっており、行政の中だけで体制を組んで情報交換をいただいているところもありますが、多くの場合は、福祉関係部局を巻き込んだ形で運営をいただいております。

実際に福祉関係部局から、例えば民生委員などの地域で見守りに接してらっしゃるような方に対して、まずは消費者被害の発生状況などを情報共有していただき、高齢者を被害から守る意識を持って、高齢者の方に接していただくことで、これまで見過ごしていたようなことにも、関心を持っていただけるような形をとっていただいているところが多いかと思えます。

見守りネットワークとしては最終的には、その被害に遭っている方の個人情報を、本人の了承を得ずに、ネットワーク内で共有できるというメリットがありますが、実際全国でもそこまでやっているところは非常に少なく、まずは現場の方に情報を提供して、消費者被害を見つける視点を持って見守りをいただいているというのが現状でございます。

市町によってどの程度まで取り組んでいただいているかは、なかなか難しいところですが、県としては、年に1回、市町村のネットワークの方と、県のネットワークの方も含めまして勉強会を開いています。去年は、全国でも一番先進的な取組をしている滋賀県野洲市の方を講師に招き、取組を教えてくださいました。

○石川委員

愛知県弁護士会の石川と言います。2点発言させてください。

消費者被害救済ということからすると、消費生活相談員の果たす役割が大きいということも当然ですが、犬塚委員からのお話もありましたが、例えば、一人窓口で、1日の勤務時間3時間というところがあり、相談対応と、あっせん対応、PIO-NETへの入力などで、とても時間が足りず、時間外勤務が恒常化しているというような話を聞いています。この点、もう少し制度的に、相談員を大事にするような方向性で何とかしてほしいというのが希望です。

その関係で、弁護士会としては、資料1-2にありますように、「弁護士会との連携による解決困難事案の早期解決及び対応力の強化・向上」というのがあり、弁護士会の消費者委員会から20名の弁護士名簿を出して、苦情処理支援弁護士ということでやっていますが、昨年も発言しましたが、それが機能していないようです。

名古屋市との比較でいくと、県の相談員からは、「名古屋市は気軽に使えていい、それに対して、県は使いにくい」という意見を聞きます。

その理由を聞いていくと、県は決裁が必ず必要で手続きが重いと。しかも自治体職員が消費者行政の専任ではないため、他の仕事を手伝えることも多く、なかなか決裁が下りない、職員の理解がない、あるいはこれは相談員から聞いた話ですが、多忙な職員の事務的負担をこれ以上増やさないでほしいと逆に文句を言われたというケースもあるようです。だから消費者行政に関わる職員の意識の向上も必要で、そこ現場の相談員との連携ができるようにならないと、なかなかうまくいかないだろうと思います。

弁護士会の苦情処理支援弁護士名簿の活用については、もう一度見直しをして、手続きを軽くして、相談員が気軽に相談できるというような体制を工夫していただきたいと思っていますので、是非またその協議をお願いしたい、検討いただきたいと思っています。

2点目として、消費者教育に関することですが、昨年の4月からの学習指導要領改訂により、家庭科教育の中で金融教育の内容が拡充されたということになっております。

家庭科の中で、資産形成の視点を取り入れた授業が始まっているということですが、若者の投資被害、特にSNSを介したような、詐欺的被害も含めてですが、とても多いです。例えば愛知県で言うと、難関校といわれる私学の大学生でも簡単にひっかかってしまうということもあります。

投資に関しては、政府がやっきになって進めており、学習指導要領の改訂による金融教育の拡充もその一つかもしれませんが、今後の金融商品取引法の改正によって、金融経済教育推進機構を作り、やっていこうという流れがあります。

そういう中で投資被害予防という観点からすると、この消費の分野でも、学校の先生方と連携をしていかないと、うまくいかないだろうと思います。なまじ投資のことを勉強すると、かえって被害に遭いやすいというデータもあります。家庭科教育のことではありますが、消費生活の分野からこういった被害があったことを的確に家庭科の先生に情報提供して、授業内容を工夫していただくといった連携をしなければいけないと思っています。こういった取組に関して、このプランの中で、一つ位置付けていただいて、制度的に、縦割りにはならないように、連携させていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○事務局（渡邊担当課長）

まず、弁護士会からの名簿の関係については、活用状況が十分ではないのではないかと以前にも御指摘いただいているところです。県から市町村の相談員に対して、巡回指導やOJT等、様々な研修等で支援しており、また、県も弁護士会から御支援いただき、相談員の力をつけていくことで、それを市町村に還元してやっているというところで、弁護士会までお話に行くような機会が、少なくなっているという面もあると考えております。た

だし、先ほど御指摘のあったような決裁手続の煩雑さといった点については、認識していなかったため、その辺りの状況を確認しながら、改善できる点については、改善していければと思っております。

また、金融経済教育の関係については、近年、国の方でもそういった動きがありまして、学校現場においても、そういった教育をしっかりとやっていく必要があるということは、十分認識されているところだと思います。

県としても、金融広報委員会等と連携しながら、講師の派遣を行うなど、サポートしながら協力してやってまいりたいと考えております。

○石川委員

1点目について、相談員に対する研修等が充実したことで、弁護士へのニーズが減ったということはありません。この苦情処理支援弁護士は、個々の具体的ケースに対して弁護士がどのような結論を出すかということ、個々のケースに当てはめた相談であり、一般的な消費者関連法の知識とは関係ないところの話です。相談員が現場で困って弁護士の意見を聞きたいというときに、タイムリーに弁護士の意見を聞けるような仕組みにしてほしいというのが私の要望ですので、そこを誤解しないでいただきたいと思っております。

○事務局（竹本県民生活課長）

今の御意見ですが、先ほど委員からお話がありましたとおり、市町村の消費者行政自体が、脆弱なところも多く、消費者行政を専門でやっているところも少ないという状況の中、相談員に負担がかかっているところも多いかと思っております。そういった点について、我々も、その実情はよく理解をしているつもりですが、人間的な充実について、直接的にお願いするのは難しい面もありますので、先ほどの御意見のとおり、相談員から弁護士に相談をしやすいような体制について、事務的な煩雑さを改善するといった点については、会議の場等をお願いをしてみたいと思っております。

○佐藤委員

愛知県社会福祉協議会の佐藤です。

非常に素朴な疑問ですが、資料1-3の目標2「主体性のある消費者の教育」のところで、「エシカル消費ポータルサイトへのアクセス件数」について、目標が5,000件ということで、非常に低いような気がします。一方で、資料1-2では、91番で「エシカル消費ポータルサイトの開設」というのがあり、ここで2022年度の実施予定事業が「情報提供1,000件」となっているところ、実績では情報提供の件数ではなくポータルサイトへのアクセス件数が記載されています。この点について、誤植かどうか確認させてください。

○事務局（渡邊担当課長）

御指摘のありました資料1-2の91番「エシカル消費ポータルサイトの開設」ということで、実施予定事業については、基本的に目標値としてはポータルサイトへのアクセス件数が毎年度5,000件ということで、目標に対して15万件以上のアクセスをいただいて

いるというところです。記載方法については、誤植の可能性を確認し、修正したいと思います。

○吉田委員

私も2点ありますが、まず1点目について、資料1-1の目標2の「主体性のある消費者の育成」のところで、消費者教育コーディネーター1名を配置し、実践的授業に40回派遣されて約5,000人の生徒が受講し、受講した感想として「自分は引っかからないと思っていたが、いい学習ができた」というような意見があったということですが、5,000人という人数よりも分母を教えてくださいたいです。つまり、どれぐらいの割合の子どもたちにそれを届けることができたのかということの方が問題かと思います。

何件やりましたということよりも、本来は18歳になる子どもたち全員に届けたい中で、それができない、ではどうやって行うのかを考える必要があります。もっと前からやっていくなど、何年かかけて18歳になるまでには必ず、県内の子供たち全員が受けられるような体制を作っていくのが本来の形ではないかと思いますので、そこに向けた御努力について、今後の見通しも含めてお伺いしたいと思います。

2点目として、見守りの人材について、今、各市町村で見守りをやっているのは、ほとんどが民生委員だと思います。その他は、消費生活相談員の方や弁護士の方が御努力されているということは承知しております。

しかしながら、市民の方たちは、はっきり相談先を見出せず、私が運営するボランティアセンターへよく来られます。相談者がおっしゃるには、紹介をうけても市役所の中の相談には敷居が高く行きづらい、電話では理解してもらえなかったなどのことから、身近でゆっくり話を聞いてもらえて安心する場所探しをしているのではないかと思います。

貸会議室もありますので、投資とか、水とかそういったものに対する若い方たちの関心度がすごく高いというのは、参加している年齢・年代を見ると、とても心配になります。帰る時にはとてもハイになっていて、お互いに情報交換、連絡先を交換して帰っていくので心配していますが、県からいただいたポスターや、様々な省庁から出ている啓発資料を大きくして貼り出していますので、見て声をかけやすいのかもしれない。

見守りの人材というところでは、私どものようなボランティアセンターを運営する人間は、地域のことをよく知っていて、相談できるNPOを知っていたり、生活の助けになったりということもあります。見守りの人材というのをもう少し広げて、施設の管理者やNPO等にも、人材育成の目を向けていただき、より多くの人たちが関われるような形にしていくというようなお考えをお持ちかどうかについて、お伺いできたらと思います。

○事務局（渡邊担当課長）

まず1点目について、実践的授業の派遣について、この実践的授業では、契約に関する基本的な考え方、契約に伴う責任、契約や取引のルール等の知識、消費生活センターの役割・機能などを学ぶことにより、自立した消費者を育成することを目的として行うこととしております。各学校でも、様々な教材を活用しながら、消費者教育を実施していただいていると思っておりますが、県の方でも、コーディネーターを1名配置して、学校現場か

らの御依頼を受けて、調整等を行って、講師派遣等を行っているところであります。

実践的授業の回数に関しては、十分でない部分もあるかと思いますが、これからも引き続き回数を増やしていけるよう取り組んでまいりたいと思います。

○事務局（永田担当課長）

見守りの人材育成の関係について、見守りネットワークについては、基本的に市町村がそれぞれやっておりますが、今のところ人口のカバー率は増えているものの、実質的に稼働してないところも多いというのが現状です。

今後は、より実質的に動いていけるように、例えば、ボランティアセンターを有効に活用しているといったような事例について、他の市町村にも情報提供するなど、働きかけは継続的にしていきたいと考えております。

また、未設置の市町村に対しては、県が個別に訪問していますが、その際にもできるだけ消費者行政部局だけではなくて、民生関係部局の人も同席していただくようお願いしております。そういった機会もとらえまして、なるべく消費者行政部門だけではなく、民生部門等と一緒にやっていき、実効性のあるものとしていきたいと考えております。

○議長（柳原会長）

多くの御意見、御教示をいただきありがとうございました。

当審議会としまして進捗状況の確認を行ってまいりましたが、これまでの各委員の御意見を踏まえ、昨年度1年間の取組について、各施策は順調に実施されているということで、お認めいただけますでしょうか。

（異議なしの声あり）

ありがとうございます。それでは、そのように確認・評価をさせていただきます。

4 報告

（1）次期愛知県消費者行政推進計画の策定について

○議長（柳原会長）

続きまして、報告に移らせていただきます。

「次期愛知県消費者行政推進計画の策定について」でございます。現行の計画である「あいち消費者安心プラン 2024」は、2024年度が計画の最終年度となります。そのため、次期計画を策定するための取組を進めていく必要がございますので、そのスケジュールについて、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（永田担当課長）

（資料2に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

（意見・質問なし）

（２）2022年度の消費生活相談の概要について

（３）2023年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について

○議長（柳原会長）

次に「2022年度の消費生活相談の概要」及び「2023年度愛知県消費者教育推進協議会における報告」でございます。

当審議会は、消費者教育の推進に関する法律第20条に基づく、消費者教育推進地域協議会としても位置付けられておりますので、関連事業等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（渡邊担当課長）

（資料3、4に基づき説明）

○議長（柳原会長）

ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○平岩委員

先ほどの議論の中にもありましたが、石川委員の御指摘にあった金融関係の教育は、これからますます必要となると思いますので、そういうことについて、この中に、一文があるとよいと感じました。

○事務局（渡邊担当課長）

委員から御指摘のとおり、金融教育の必要性は、非常に重要なものと認識しておりますので、ただいまの御指摘を踏まえまして、来年度以降、資料の記載方法について検討させていただきたいと思っております。

○吉田委員

SNSについて、ツイッター、フェイスブックとあって、フェイスブックは閉鎖したとお伺いしました。何か理由があって閉鎖されたとは思いますが、そうするとツイッターだけになってしまいます。最近、若い方は、インスタグラムも多く見られていますので、そういった取組のお考えはありますか。

○事務局（渡邊担当課長）

インスタグラムについては、先ほど御説明しましたエシカル消費の普及啓発の関係でインスタグラムキャンペーンを行っています。そういったキャンペーン等を積極的に活用す

ることで、SNSのフォロワー数も増やしていきたいというふうに考えております。

○吉田委員

ここに記されているのは、2つだけですが、それ以外も活用するということでよろしいですか。

○事務局（渡邊担当課長）

それ以外も活用して、色々な方策を考えていきたいと思っております。

○議長（柳原会長）

それでは、時間がまいりましたので、これにて終了させていただきたいと思えます。

○杉島委員

お手元の資料の中に「ETHICAL×FAMILY みんなエシカルが好き！」を配付させていただきました。私のゼミ生が名古屋市からの委託事業で、5年ほど、エシカル消費について取り組んでおり、これは、昨年の3年生のゼミ生が作成して、冊子としてまとめたものです。テーマは、グリーン購入・食品ロス・インターネット取引・海洋プラスチックごみ問題ということで、インターネット取引は物によってはエシカル消費にもからんでくるということで幅広く掲載させていただきました。

大学のウェブページでもパンフレットの作成について広報しておりますが、参考にしていただければと思い本日配付をさせていただきましたので、この場をお借りして御説明をさせていただきました。

○議長（柳原会長）

大学生の方々の非常に積極的な情報発信だと思いますので、ぜひ委員の先生方にも御覧いただき、広く、発信していただければと思います。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。

委員の先生方におかれましては、長時間にわたり御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは進行の方を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（竹本県民生活課長）

それでは、これもちまして、2023年度第1回愛知県消費生活審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

2023 年度第 1 回 愛知県消費生活審議会 次第

日 時：2023 年 7 月 27 日（木）

午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

場 所：愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 「あいち消費者安心プラン 2024」の実施状況の確認・評価について（資料 1）

4 報 告

(1) 次期愛知県消費者行政推進計画の策定について（資料 2）

(2) 2022 年度の消費生活相談の概要について（資料 3）

(3) 2023 年度愛知県消費者教育推進地域協議会における報告について（資料 4）

5 閉 会

配 付 資 料 一 覧

- 次第
- 配席図
- 委員名簿
- 会議資料
 - ・ 資料 1 - 1 「あいち消費者安心プラン 2024」～2022 年度実施状況（概要）～
 - ・ 資料 1 - 2 「あいち消費者安心プラン 2024」2022 年度実施状況一覧
 - ・ 資料 1 - 3 「あいち消費者安心プラン 2024」数値目標等 《2022 年度実績》
 - ・ 資料 1 - 4 「地方消費者行政強化作戦 2020」及び本県の対応
 - ・ 資料 2 次期愛知県消費者行政推進計画の策定について
 - ・ 資料 3 愛知県の消費生活相談の概要について
(あいちクリオ通信No.420 (2023 年 6 月発行))
 - ・ 資料 4 2023 年度の消費者教育・啓発事業実施状況について
 - ・ 資料 5 - 1 愛知県消費生活審議会規則
 - ・ 資料 5 - 2 愛知県消費者教育推進地域協議会設置要綱